国 不 建 第 78 号
令和８年９月 18 日

建設業団体の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局長

建設業界における法令遵守の徹底について

近年、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）や刑法（明治 40 年法律第 45 号）などの法令に違反したとして、建設業者が刑事責任を問われ、あるいは行政処分を受ける事案が、少なからず発生しており、また、平成 30 年３月、独占禁止法に違反する行為を行ったとして大手建設業者が起訴され、本年９月 14 日に最高裁判所が被告側の上告を棄却したところである。

建設業界における法令遵守の徹底については、「建設業界における法令遵守の徹底について」（平成 30 年 10 月 23 日付け国土建第 243 号国土交通事務次官通知）において周知しているところであるが、貴団体においては、改めて独占禁止法などの法令に違反する事案の発生を防止し、国民からの信頼に立脚した建設産業の健全な発展に資するため、傘下事業者に対し、役員は勿論のこと、全ての従業員ひとり一人にまで法令遵守の意識が浸透するような体制の確保や取組の徹底を求めるなど、独占禁止法などの法令に違反し、あるいはいささかもその疑いを招くような行為が行われないよう、法令遵守の更なる徹底に万全を期されたい。

受付
26.09.25
一般社団法人
日本電設工業協会

参考

国土建第２４３号
平成３０年１０月２３日

建設業団体の長　殿

国土交通事務次官

建設業界における法令遵守の徹底について

近年、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）や刑法などの法令に違反したとして、建設業者が刑事責任を問われ、あるいは行政処分を受ける事案が、少なからず発生しており、また、本年３月、独占禁止法に違反する行為を行ったとして大手建設業者が起訴され、さる１０月２２日に有罪判決を受けたところである。

経済活動は、公正な競争の下で行われるべきものであり、法令遵守の徹底は、企業が社会的使命を果たしていく上で最重要の責務である。建設業界においては、過去の不祥事の反省に立って法令遵守の取組を強力に進めてきたところであるにもかかわらず、こうした法令違反等の事案が発生していることは、社会資本整備の担い手として我が国経済の発展を支える建設業界に対する国民からの信頼を損なうものであり、あってはならないことである。建設業界においては、こうした法令違反の発生を、業界全体の信頼を揺るがす重大な課題と認識し、更なる法令遵守の徹底に全力を挙げて取り組む必要がある。

貴団体においては、独占禁止法などの法令に違反する事案の発生を防止し、国民からの信頼に立脚した建設産業の健全な発展に資するため、傘下事業者に対し、役員は勿論のこと、全ての従業員ひとり一人にまで法令遵守の意識が浸透するような体制の確保や取組の徹底を求めるなど、独占禁止法などの法令に違反し、あるいはいささかもその疑いを招くような行為が行われないよう、法令遵守の更なる徹底に万全を期されたい。